



高萩市公告第3号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年 1月24日

高萩市長 大部 勝 規



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	大字	森林面積	森林所有者数	筆数	整理番号
2	下手綱	0.814ha	2人	2筆	高-下手綱 002-1、2

2 縦覧場所

高萩市役所庁舎敷地内掲示場

※高萩市ホームページでも閲覧できます。

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が高萩市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。

以上